

# みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

人権週間は昭和23年(1948年)12月10日に「世界人権宣言」が国連で採択されたことを記念して定められ、今年で70年を迎えます。

人権は「誰もが幸せに生活するための権利」で、日本国憲法ですべての国民に保障されています。町、県、法務局では人権に関する行事を行います。



## 人権週間県内一斉 無料電話相談

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別などの悩みを抱えていませんか。人権擁護委員と法務局職員が無料で相談に応じます。秘密は厳守されるため、気軽に相談してください。

**相談時間** 12月1日(土) 午前9時～午後5時

**相談ダイヤル** ☎0120-307-405

※携帯電話、スマートフォンからも利用可能

**問い合わせ先** 福岡法務局人権擁護部

☎739-4153



※風船は環境に優しい素材を使用しています。

12月4日～10日は

## 人権週間



### 新宮町

## 人権フェスティバル2018

(人権を尊重する町民のつどい)

**日時** 12月1日(土) 午前10時～

**場所** そびあしんぐう大ホール

**内容**

- 人権ポスター・標語作品の表彰
- 男女共同参画に関する意識調査結果の報告
- 人権コンサート  
「うつくしい、命」～大島花子コンサート～
- 福祉施設などによるパン・小物の販売
- パネル展示

**問い合わせ先**

役場総務課人権推進室 ☎963-1730

## 人権の花運動

10月29日に、新宮北小学校3年生の児童が「人権の花運動」として育てたひまわりの種を、風船につけて大空へ飛ばしました。

「台風が心配だったけれどちゃんと育ちました」「わたしより大きなひまわりが咲きました」「大切に育ててください」などの思い思いのメッセージとともに、ひまわりの種は大空へ高く飛び立っていきました。

